

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

第二十条 施行令第二十七条の四第六項第一号に規定する財務省令で定めるものは、同号の情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理(情報処理の促進に関する法律第二条第一項に規定する情報処理をいう。)に関して必要な知識を有すると認められる者(次項において「情報解析専門家」という。)により情報の解析を行う専用のソフトウェア(情報の解析を行う機能を有するソフトウェアで、当該専用のソフトウェアに準ずるものを含む。)を用いて行われる分析とする。

2 省 略

3| 施行令第二十七条の四第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる法人(人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 分割又は現物出資に係る分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人 次に掲げる事項

イ 相手先(分割法人又は現物出資法人にあつては分割承継法人又は被現物出資法人をいい、分割承継法人又は被現物出資法人にあつては分割法人又は現物出資法人をいう。)の名称及び納税地並びに代表者(人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この章において同じ。)の氏名(外国法人にあつては、代表者及び法人税法第四百一条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名)。

ロ 分割又は現物出資の年月日

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

第二十条 施行令第二十七条の四第六項第二号に規定する財務省令で定めるものは、同号の情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理(情報処理の促進に関する法律第二条第一項に規定する情報処理をいう。)に関して必要な知識を有すると認められる者(次項において「情報解析専門家」という。)により情報の解析を行う専用のソフトウェア(情報の解析を行う機能を有するソフトウェアで、当該専用のソフトウェアに準ずるものを含む。)を用いて行われる分析とする。

2 同 上

3| 施行令第二十七条の四第十四項の税務署長の認定を受けようとする分割法人等(同項に規定する分割法人等をいう。第一号及び第八項において同じ。)は、同条第十四項各号列記以外の部分に規定する分割等(以下この項及び第八項において「分割等」という。)の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請をする分割法人等の名称、納税地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。)並びに代表者(人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この章において同じ。)の氏名(外国法人にあつては、代表者及び法人税法第四百一条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名。以

ハ 移転事業（施行令第二十七条の四第十六項第一号に規定する移転事業をいう。以下この条において同じ。）の内容及び当該移転事業に係る試験研究の内容並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由

ニ 分割承継法人又は被現物出資法人がハに規定する試験研究を行うために当該分割又は現物出資により移転する資産及び従業者の明細及び数

ホ 分割法人又は現物出資法人の各事業年度の試験研究費の額（法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。）を移転事業に係る試験研究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分した合理的な方法

ヘ 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 分割法人又は現物出資法人 各対象年度（次に掲げる当該分割法人又は現物出資法人の区分に応じそれぞれ次に定める事業年度をいう。）の試験研究費の額（当該分割法人又は現物出資法人の当該分割又は現物出資の日を含む事業年度（1）及び（2）において「分割等事業年度」という。）にあつては、当該分割又は現物出資の日の前日を当該分割等事業年度終了の日とした場合の当該分割等事業年度の試験研究費の額に限る。）及び当該各対象年度の施行令第二十七条の四第十六項に規定する移転試験研究費の額（以下この項及び次項において「移転試験研究費の額」という。）

(i) 施行令第二十七条の四第十四項第一号イに掲げる法人 同号イに規定する調整対象年度に該当する事業年度

(ii) 施行令第二十七条の四第十四項第一号ロに掲げる法人 同号ロに規定する調整対象年度に該当する事業年度

(2) 分割承継法人又は被現物出資法人 次に掲げる当該分割承継法人又は被現物出資法人の区分に応じそれぞれ次に定める事業年度の期間内の日を含む当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人の各事業年度の試験研究費の額（分割等事業年度にあつては、当該分割又は現物出資の日の前日を当該分割等事業年度終了の日とした場合の当該分割等事業年度の試験研究費の額に限る。）及び当該各事業年度の移転試験研究費の額

下この章において同じ。）

二 分割承継法人等（施行令第二十七条の四第十四項に規定する分割承継法人等をいう。第五号及び第八項において同じ。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 分割等の年月日

四 移転事業（施行令第二十七条の四第十四項に規定する移転事業をいう。以下この条において同じ。）及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由

五 分割承継法人等が前号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員

六 その認定を受けようとする合理的な方法

七 その他参考となるべき事項

4 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る合理的な方法を認定するものとする。

- (i) 施行令第二十七条の第四項第二号イに掲げる法人 同号
イに規定する調整対象年度に該当する事業年度
 - (ii) 施行令第二十七条の第四項第二号ロに掲げる法人 同号
ロに規定する調整対象年度に該当する事業年度
その他参考となるべき事項
- ト その他参考となるべき事項
- 二 法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配（以下この号及び次項において「現物分配」という。）に係る現物分配法人又は被現物分配法人 次に掲げる事項
- イ 相手先（現物分配法人にあつては被現物分配法人をいい、被現物分配法人にあつては現物分配法人をいう。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名
 - ロ 現物分配の年月日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日）
 - ハ 当該現物分配に係る施行令第二十七条の第四十六項第二号に規定する移転試験研究用資産（ハ及びニにおいて「移転試験研究用資産」という。）の明細（当該現物分配に係る移転試験研究用資産がない場合には、その旨）
- ニ 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- (1) 現物分配法人 各対象年度（次に掲げる当該現物分配法人の区分に応じそれぞれ次に定める事業年度をいう。（1）において同じ。）の試験研究費の額（当該現物分配法人の当該現物分配の日を含む事業年度（1）及び（2）において「現物分配事業年度」という。）にあつては、当該現物分配の日の前日を当該現物分配事業年度終了の日とした場合の当該現物分配事業年度の試験研究費の額に限る。）及び当該各対象年度の移転試験研究費の額（当該現物分配に係る移転試験研究用資産がない場合には、各対象年度の移転試験研究費の額）
 - (i) 施行令第二十七条の第四十四項第一号イに掲げる法人 同号
イに規定する調整対象年度に該当する事業年度
 - (ii) 施行令第二十七条の第四十四項第一号ロに掲げる法人 同号
ロに規定する調整対象年度に該当する事業年度
- (2) 被現物分配法人 次に掲げる当該被現物分配法人の区分に応じそれぞれ次に定める事業年度の期間内の日を含む当該現物分配に

係る現物分配法人の各事業年度の試験研究費の額（現物分配事業年度にあつては、当該現物分配の日の前日を当該現物分配事業年度終了の日とした場合の当該現物分配事業年度の試験研究費の額に限る。）及び当該各事業年度の移転試験研究費の額（当該現物分配に係る移転試験研究用資産がない場合には、当該各事業年度の移転試験研究費の額）

(i) 施行令第二十七条の四第十四項第二号イに掲げる法人 同号イに規定する調整対象年度に該当する事業年度

(ii) 施行令第二十七条の四第十四項第二号ロに掲げる法人 同号ロに規定する調整対象年度に該当する事業年度

ホ その他参考となるべき事項

4

施行令第二十七条の四第十四項の規定の適用を受けようとする法人が同項の書類に前項第一号へ又は第二号二に掲げる金額として記載する分割等（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項において同じ。）に係る分割法人等（同条第十四項に規定する分割法人等をいう。以下この項において同じ。）の各事業年度の移転試験研究費の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額がある場合には、当該金額と同じ金額としなければならない。

一 当該法人が当該分割等に係る分割承継法人等（施行令第二十七条の四第十四項に規定する分割承継法人等をいう。）である場合において、当該分割等に係る分割法人等が当該分割等について同項の規定の適用を受けるとき 当該分割法人等が同項の書類に記載する当該各事業年度の移転試験研究費の額

二 当該法人が当該分割等について施行令第二十七条の四第十四項の規定の適用を受けようとする事業年度の修正申告書又は更正請求書を提出する場合において、既に提出した当該事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に添付した同項の書類に当該各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき 当該書類に記載した当該各事業年度の移転試験研究費の額

三 当該法人が当該分割等について施行令第二十七条の四第十四項の規定の適用を受けようとする事業年度前の事業年度で当該分割等について同項の規定の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に添付

した同項の書類に当該各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき 当該書類に記載した当該各事業年度の移転試験研究費の額

5 | 施行令第二十七条の四第十四項の認定をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的な方法により移転試験研究費の額（同項に規定する移転試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）を区分することを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その合理的な方法を変更することができる。

6 | 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る法人（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知する。

7 | 第四項又は第五項の処分があつた場合には、その処分があつた日以後に終了する法第四十二条の四第十九項第三号に規定する適用年度において、同項第五号に規定する比較試験研究費の額を計算する場合のその処分に係る移転試験研究費の額についてその処分の効果が生ずるものとする。

8 | 施行令第二十七条の四第十四項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 届出をする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二 相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいう。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 分割等の年月日

四 分割法人等の分割等の日を含む事業年度（以下この号において「分割等事業年度」という。）開始の日（当該分割法人等が通算法人である場合（当該分割等事業年度終了の日が当該分割法人等に係る通算親法人の法第四十二条の四第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日である場合に限る。）には、当該通算親法人の当該事業年度開始の日）から起算して三年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度（以下この号において「分割承継等事業年度」という。）開始の日（当該分割承継法人等が通算法人である場合（当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の同条第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日である場合に限る。）

には、当該通算親法人の当該事業年度開始の日）から起算して三年前の日のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む当該分割法人等の各事業年度の施行令第二十七条の四第十二項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額（分割等事業年度にあつては、届出対象期間の同項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限る。）

五 その他参考となるべき事項

9 施行令第二十七条の四第十六項の届出は、同項の現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、当該現物分配により同条第十六項に規定する試験研究用資産（第十六項及び第四十六項において「試験研究用資産」という。）の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 届出をする当該現物分配に係る被現物分配法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 当該現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 当該現物分配の年月日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日）

四 その他参考となるべき事項

10 施行令第二十七条の四第二十一項の税務署長の認定を受けようとする分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。第一号及び第十五項において同じ。）は、同条第二十一項各号列記以外の部分に規定する分割等（以下この項及び第十五項において「分割等」という。）の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請をする分割法人等の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 分割承継法人等（施行令第二十七条の四第二十一項に規定する分割承継法人等をいう。第五号及び第十五項において同じ。）の名称及び

納税地並びに代表者の氏名

三 分割等の年月日

四 移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由

五 分割承継法人等が移転事業及び当該移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員

六 その認定を受けようとする合理的な方法

七 その他参考となるべき事項

11 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る合理的な方法を認定するものとする。

12 施行令第二十七条の四第二十一項の認定をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的な方法により移転売上金額（同項第一号イに規定する移転売上金額をいう。以下この条において同じ。）及び移転試験研究費の額を区分することを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その合理的な方法を変更することができる。

13 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る法人に対し、書面によりその旨を通知する。

14 第十一項又は第十二項の処分があつた場合には、その処分があつた日以後に終了する法第四十二条の四第十九項第三号に規定する適用年度において、同項第六号の二に規定する基準年度比売上金額減少割合（同項第十三号に規定する基準年度比合算売上金額減少割合を含む。）及び同項第六号の三に規定する基準年度試験研究費の額を計算する場合のその処分に係る移転売上金額及び移転試験研究費の額についてその処分の効果が生ずるものとする。

15 施行令第二十七条の四第二十一項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 届出をする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいう。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 分割等の年月日

四 分割法人等の基準事業年度（施行令第二十七条の四第十八項に規定

5| 法人税法施行規則第二十六条の五第二項の規定は施行令第二十七条の
四第十八項第一号に規定する判定法人が旧事業（同条第二十項第一号ハ
（2）に規定する旧事業をいう。）の事業規模（同条第二十項第一号ハ（2）に
規定する事業規模をいう。）のおおむね五倍を超える資金借入れ等（同
条第二十項第一号ハ（2）に規定する資金借入れ等をいう。）を行つたかど
うか又は行うことが見込まれているかどうかの判定について、法人税法
施行規則第二十六条の五第三項の規定は施行令第二十七条の四第二十二
項において準用する法人税法施行令百十三条の三第十二項に規定する
財務省令で定める金額について、法人税法施行規則第二十六条の五第四
項の規定は施行令第二十七条の四第二十二項において準用する法人税法
施行令百十三条の三第十三項に規定する財務省令で定める事項につい

する基準事業年度をいう。以下この号において同じ。）開始の日又は
分割承継法人等の基準事業年度開始の日のうちいずれか早い日からこ
れらの基準事業年度終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日
を含む当該法人等の各事業年度の売上金額（同項に規定する売上
金額をいう。以下この号及び第四十五項第四号において同じ。）及び
移転売上金額並びに同条第十二項に規定する試験研究費の額及び移転
試験研究費の額（分割等の日を含む事業年度にあつては、当該分割等
の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに同項に規定
する試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限る。）

五| その他参考となるべき事項

16| 施行令第二十七条の四第二十三項の届出は、同項の現物分配（以下こ
の項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の
全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月
以内に、当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨及
び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一| 届出をする当該現物分配に係る被現物分配法人の名称、納税地及び
法人番号並びに代表者の氏名

二| 当該現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の
氏名

三| 当該現物分配の年月日（当該現物分配が残余財産の全部の分配であ
る場合には、その残余財産の確定の年月日）

四| その他参考となるべき事項

17| 法人税法施行規則第二十六条の五第二項の規定は施行令第二十七条の
四第二十六項第一号に規定する判定法人が旧事業（同条第二十八項第一
号ハ（2）に規定する旧事業をいう。）の事業規模（同条第二十八項第一
号ハ（2）に規定する事業規模をいう。）のおおむね五倍を超える資金借入れ
等（同条第二十八項第一号ハ（2）に規定する資金借入れ等をいう。）を行
つたかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定について、
法人税法施行規則第二十六条の五第三項の規定は施行令第二十七条の四
第三十項において準用する法人税法施行令百十三条の三第十二項に規
定する財務省令で定める金額について、法人税法施行規則第二十六条の
五第四項の規定は施行令第二十七条の四第三十項において準用する法人
税法施行令百十三条の三第十三項に規定する財務省令で定める事項に

て、それぞれ準用する。この場合において、法人税法施行規則第二十六条の五第二項第一号イ(1)中「令百十三条の三十項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十項第六号(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)」と、「同号に規定する譲渡収益額」とあるのは「同条第二十項第五号イに定める金額」と、同号ロ(1)中「令百十三条の三十項第二号に規定する貸付収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十項第五号ロに定める金額」と、同号ハ(1)中「令百十三条の三十項第三号に規定する役員提供収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十項第五号ハに定める金額」と読み替えるものとする。

6| 施行令第二十七条の四第二十四項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項(当該法人が法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者(同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。)又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、第一号及び第三号から第八号までに掲げる事項)とする。

一 三 省 略
四 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十四項第二号に規定する大学等(以下この条において「大学等」という。)の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名

五 八 省 略

7| 施行令第二十七条の四第二十四項第三号に規定する財務省令で定める要件は、研究開発型新事業開拓事業者(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二条第三号に掲げるものをいう。)であること(当該新事業開拓事業者(同項第三号に規定する新事業開拓事業者をいう。)と共同して行う試験研究又は当該新事業開拓事業者に委託する試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額が生じた事業年度の確定申告書等に当該新事業開拓事業者に係る国内外における経営資源活用との共同化に関する調査に関する省令第四条第四項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類の写しとして当該新事業開拓事業者から交付を受けたものの添付がある場合に限る。)とする。

ついで、それぞれ準用する。この場合において、法人税法施行規則第二十六条の五第二項第一号イ(1)中「令百十三条の三十項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十八項第六号(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)」と、「同号に規定する譲渡収益額」とあるのは「同条第二十八項第五号イに定める金額」と、同号ロ(1)中「令百十三条の三十項第二号に規定する貸付収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十八項第五号ロに定める金額」と、同号ハ(1)中「令百十三条の三十項第三号に規定する役員提供収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十八項第五号ハに定める金額」と読み替えるものとする。

18| 施行令第二十七条の四第三十二項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項(当該法人が法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者(同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。)又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、第一号及び第三号から第八号までに掲げる事項)とする。

一 三 同 上
四 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第三十二項第二号に規定する大学等(以下この条において「大学等」という。)の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名

五 八 同 上

19| 施行令第二十七条の四第三十二項第三号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げるもの(当該各号に掲げるものと共同して行う試

験研究又は当該各号に掲げるものに委託する試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。)とする。

一 産業競争力強化法第二条第六項に規定する新事業開拓事業者(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二条第一号に掲げるものに限る。)でその発行する株式の全部又は一部が同法第十七条第一項に規定する認定特定新事業開拓投資事業組合の組合財産であるもの、当該新事業開拓事業者の株主名簿の写し等(株主名簿の写しその他の書類で株主の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地が確認できる書類をいう。次号及び第三号において同じ。)のうち当該株式が当該組合財産であることを明らかにする書類

二 特定研究成果活用事業者(産業競争力強化法第二十条第一項に規定する認定特定研究成果活用支援事業者に該当する同法第十九条第一項の投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した法人(その発行する株式が初めて当該組合財産となつた直前において、その資本金の額が五億円未満であるものに限る。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる要件の全てを満たすもの、当該特定研究成果活用事業者の株主名簿の写し等のうち当該株式が当該組合財産であることを明らかにする書類及びイに規定する書類の写し

イ 当該特定研究成果活用事業者の役員(取締役、執行役、会計参与及び監査役をいう。次号イ及び第二十一項において同じ。)が大学等又は特別研究開発法人(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律別表第三に掲げる法人をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。)の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されていること(これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合に限る。)

ロ 当該特定研究成果活用事業者の発行する株式が初めて当該組合財産となつた日から起算して十年を経過していないこと。

三 研究開発成果活用事業者(特別研究開発法人から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第一号に掲げる者に該当する法人(当該特別研究開発法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額が五

8| 施行令第二十七条の四第二十四項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省略

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十四項第三号に規定する特定新事業開拓事業者（第二十一項第三号及び第二十六項において「特定新事業開拓事業者」という。）の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

四・七 省略

9| 施行令第二十七条の四第二十四項第四号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものと共同して行う試験研究又は当該各号に掲げるものに委託する試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。

一 研究開発成果活用促進事業者（特別研究開発法人（科学技術・イノベーション）創出の活性化に関する法律別表第三に掲げる法人をいう。

以下この項において同じ。）から同法第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第三号に掲げる者に該当する法人（当該特別研究開発法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役をいう。次号及び第三号において同じ。）が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開

億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる要件の全てを満たすもの。当該研究開発成果活用事業者の株主名簿の写し等のうち当該特別研究開発法人が株主として記載されている書類及びイに規定する書類の写し

イ 当該研究開発成果活用事業者の役員が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されていること（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合に限る。）。

ロ 当該研究開発成果活用事業者が当該特別研究開発法人から初めてその出資を受けた日から起算して十年を経過していないこと。

20| 施行令第二十七条の四第三十二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 同上

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第三十二項第三号に規定する新事業開拓事業者等（第三十三項第三号及び第三十八項において「新事業開拓事業者等」という。）の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

四・七 同上

21| 施行令第二十七条の四第三十二項第四号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものと共同して行う試験研究又は当該各号に掲げるものに委託する試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。

一 研究開発成果活用促進事業者（特別研究開発法人から科学技術・イノベーション）創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第三号に掲げる者に該当する法人（当該特別研究開発法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該研究開発成果活用促進事業者に限る

発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該研究開発成果活用促進事業者に限る。） 当該研究開発成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等（株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地が確認できる書類をいう。次号及び第三号において同じ。）のうちその出資をした特別研究開発法人が株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。次号及び第三号において同じ。）として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し

二・三 省略

10| 施行令第二十七条の四第二十四項第四号に規定する財務省令で定める研究開発は、次に掲げる研究開発とする。

一・二 省略

11| 施行令第二十七条の四第二十四項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 当該試験研究が施行令第二十七条の四第二十四項第四号に規定する成果活用促進事業者（以下この条において「成果活用促進事業者」という。）の行う同号に規定する成果実用化研究開発（第二十二項第二号において「成果実用化研究開発」という。）に該当する旨

三〇八 省略

12| 施行令第二十七条の四第二十四項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省略

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十四項第五号に規定する他の者（第二十六項第四号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四〇七 省略

13| 施行令第二十七条の四第二十四項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇三 省略

14| 施行令第二十七条の四第二十四項第八号に規定する財務省令で定める

。当該研究開発成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等（株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地が確認できる書類をいう。次号及び第三号において同じ。）のうちその出資をした特別研究開発法人が株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。次号及び第三号において同じ。）として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し

二・三 同上

22| 施行令第二十七条の四第三十二項第四号に規定する財務省令で定める研究開発は、次に掲げる研究開発とする。

一・二 同上

23| 施行令第二十七条の四第三十二項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同上

二 当該試験研究が施行令第二十七条の四第三十二項第四号に規定する成果活用促進事業者（以下この条において「成果活用促進事業者」という。）の行う同号に規定する成果実用化研究開発（第三十四項第二号において「成果実用化研究開発」という。）に該当する旨

三〇八 同上

24| 施行令第二十七条の四第三十二項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 同上

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第三十二項第五号に規定する他の者（第三十八項第四号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四〇七 同上

25| 施行令第二十七条の四第三十二項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇三 同上

26| 施行令第二十七条の四第三十二項第八号に規定する財務省令で定める

事項は、次に掲げる事項（当該法人が法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項）とする。

一 五 省 略

15] 施行令第二十七条の四第二十四項第九号に規定する機関として財務省令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第二条第一号イからニまでに掲げるものとする。

16] 施行令第二十七条の四第二十四項第九号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 二 省 略

17] 施行令第二十七条の四第二十四項第九号に規定するその他の財務省令で定めるものは、当事者の一方が法律行為をすることその他の事務を相手方に委託する契約又は協定（第一号から第三号までに掲げる要件の全てを満たすもの及び第四号又は第五号に掲げる要件を満たすものを除く。）とする。

一 五 省 略

18] 施行令第二十七条の四第二十四項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 二 省 略

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十四項第九号に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）の氏名又は名称及び代表者その他これに準ずる者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 五 省 略

19] 施行令第二十七条の四第二十四項第十号イに規定する工業化研究として財務省令で定めるものは、当該法人が行おうとする試験研究（次に掲げる試験研究を除く。）のうち当該試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用の額を法人税法施行令第三十二条（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定により棚卸資産の取得価額

事項は、次に掲げる事項（当該法人が法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項）とする。

一 五 同 上

27] 施行令第二十七条の四第三十二項第九号に規定する機関として財務省令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第二条第一号イからニまでに掲げるものとする。

28] 施行令第二十七条の四第三十二項第九号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 二 同 上

29] 施行令第二十七条の四第三十二項第九号に規定するその他の財務省令で定めるものは、当事者の一方が法律行為をすることその他の事務を相手方に委託する契約又は協定（第一号から第三号までに掲げる要件の全てを満たすもの及び第四号又は第五号に掲げる要件を満たすものを除く。）とする。

一 五 同 上

30] 施行令第二十七条の四第三十二項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 二 同 上

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第三十二項第九号に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）の氏名又は名称及び代表者その他これに準ずる者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 五 同 上

31] 施行令第二十七条の四第三十二項第十号イに規定する工業化研究として財務省令で定めるものは、当該法人が行おうとする試験研究（次に掲げる試験研究を除く。）のうち当該試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用の額を法人税法施行令第三十二条（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定により棚卸資産の取得価額

に算入することとなるものとする。

一・二 省略

20| 施行令第二十七条の四第二十四項第十号に規定する知的財産権に準ずるものとして財務省令で定めるものは、同号に規定する知的財産権以外の資産のうち、特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの（以下この項において「技術的知識等財産」という。）を利用して権利で受託者が対価を支払つて当該法人以外の者（以下この項において「第三者」という。）から設定又は許諾を受けたもの及び受託者が対価を得て技術的知識等財産の第三者による利用につき設定し、又は許諾して当該第三者にその利用をさせている当該技術的知識等財産とする。

21| 施行令第二十七条の四第二十四項第十号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省略

三 当該試験研究に係る特定新事業開拓事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

四・五 省略

22| 施行令第二十七条の四第二十四項第十一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・六 省略

23| 施行令第二十七条の四第二十四項第十二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省略

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十四項第十二号に規定する他の者（第二十六項第九号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 省略

24| 施行令第二十七条の四第二十四項第十三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条の四第二十四項第十三号に規定する知的財産権（次号及び第二十七項において「知的財産権」という。）の設定又は許諾が当該法人が行う試験研究のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容

に算入することとなるものとする。

一・二 同上

32| 施行令第二十七条の四第三十二項第十号に規定する知的財産権に準ずるものとして財務省令で定めるものは、同号に規定する知的財産権以外の資産のうち、特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの（以下この項において「技術的知識等財産」という。）を利用して権利で受託者が対価を支払つて当該法人以外の者（以下この項において「第三者」という。）から設定又は許諾を受けたもの及び受託者が対価を得て技術的知識等財産の第三者による利用につき設定し、又は許諾して当該第三者にその利用をさせている当該技術的知識等財産とする。

33| 施行令第二十七条の四第三十二項第十号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 同上

三 当該試験研究に係る新事業開拓事業者等の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

四・五 同上

34| 施行令第二十七条の四第三十二項第十一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・六 同上

35| 施行令第二十七条の四第三十二項第十二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 同上

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第三十二項第十二号に規定する他の者（第三十八項第九号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 同上

36| 施行令第二十七条の四第三十二項第十三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条の四第三十二項第十三号に規定する知的財産権（次号及び第三十九項において「知的財産権」という。）の設定又は許諾が当該法人が行う試験研究のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容

二 当該知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等（施行令第
二十七条の四第二十四項第九号に規定する中小企業者等（第二十七項
において「中小企業者等」という。）に限る。）の氏名又は名称及び
代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三 省 略

25) 施行令第二十七条の四第二十五項第一号に規定する財務省令で定める
ところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研
究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の
確定申告書等に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより
証明がされた金額とする。

一 施行令第二十七条の四第二十四項第一号に掲げる試験研究 法第四
十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき
、当該法人の各事業年度の同条第十九項第一号に規定する試験研究費
の額（次号及び第三号において「試験研究費の額」という。）のうち
当該試験研究に要した費用（当該試験研究に係る施行令第二十七条の
四第二十四項第一号に規定する契約又は協定において当該法人が負担
することとされている費用に限る。）に係るものとして当該試験研究
に係る施行令第二十七条の四第二十四項第一号に規定する試験研究
機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）
の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行
政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部
局の長、同項第一号ロに掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則
法第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開発
法人の長」という。）又は福島国際研究教育機構理事長が認定した金
額

二 施行令第二十七条の四第二十四項第七号に掲げる試験研究 法第四
十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき
、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研
究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を
限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等
の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支
分部局の長、国立研究開発法人の長又は福島国際研究教育機構理事長
が認定した金額

二 当該知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等（施行令第
二十七条の四第三十二項第九号に規定する中小企業者等（第三十九項
において「中小企業者等」という。）に限る。）の氏名又は名称及び
代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三 同 上

37) 施行令第二十七条の四第三十三項第一号に規定する財務省令で定める
ところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研
究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の
確定申告書等に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより
証明がされた金額とする。

一 施行令第二十七条の四第三十二項第一号に掲げる試験研究 法第四
十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき
、当該法人の各事業年度の同条第十九項第一号に規定する試験研究費
の額（次号及び第三号において「試験研究費の額」という。）のうち
当該試験研究に要した費用（当該試験研究に係る施行令第二十七条の
四第三十二項第一号に規定する契約又は協定において当該法人が負担
することとされている費用に限る。）に係るものとして当該試験研究
に係る施行令第二十七条の四第三十二項第一号に規定する試験研究
機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）
の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行
政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部
局の長又は同項第一号ロに掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通
則法第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開
発法人の長」という。）が認定した金額

二 施行令第二十七条の四第三十二項第七号に掲げる試験研究 法第四
十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき
、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研
究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を
限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等
の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支
分部局の長又は国立研究開発法人の長が認定した金額

三 施行令第二十七条の四第二十四項第十四号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち、法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき当該試験研究に要した費用の額として国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額に係るもの

26) 施行令第二十七条の四第二十五項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号の監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一 施行令第二十七条の四第二十四項第二号に掲げる試験研究 当該法人の各事業年度の法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額（以下この項において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が施行令第二十七条の四第二十四項第二号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項及び次項において同じ。）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

二 施行令第二十七条の四第二十四項第三号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定新事業開拓事業者の確認を受けた金額

三 施行令第二十七条の四第二十四項第四号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額

四 施行令第二十七条の四第二十四項第五号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

五 施行令第二十七条の四第二十四項第八号に掲げる試験研究 試験研究

三 施行令第二十七条の四第三十二項第十四号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち、法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき当該試験研究に要した費用の額として国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額に係るもの

38) 施行令第二十七条の四第三十三項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号の監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一 施行令第二十七条の四第三十二項第二号に掲げる試験研究 当該法人の各事業年度の法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額（以下この項において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が施行令第二十七条の四第三十二項第二号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項及び次項において同じ。）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

二 施行令第二十七条の四第三十二項第三号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該新事業開拓事業者等の確認を受けた金額

三 施行令第二十七条の四第三十二項第四号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額

四 施行令第二十七条の四第三十二項第五号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

五 施行令第二十七条の四第三十二項第八号に掲げる試験研究 試験研究

究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

六 施行令第二十七条の四第二十四項第九号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額

七 施行令第二十七条の四第二十四項第十号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定新事業開拓事業者の確認を受けた金額

八 施行令第二十七条の四第二十四項第十一号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額

九 施行令第二十七条の四第二十四項第十二号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

27) 施行令第二十七条の四第二十五項第四号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、当該法人の各事業年度の法第四十二条の四第十九項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用のうち施行令第二十七条の四第二十四項第十三号に掲げる試験研究に係る知的財産権の使用料であつて当該法人が特定中小企業者等(中小事業者等に限る。)に対して支払つたものに係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額であることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額で、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に当該監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

六 施行令第二十七条の四第三十二項第九号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額

七 施行令第二十七条の四第三十二項第十号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該新事業開拓事業者の確認を受けた金額

八 施行令第二十七条の四第三十二項第十一号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額

九 施行令第二十七条の四第三十二項第十二号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

39) 施行令第二十七条の四第三十三項第四号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、当該法人の各事業年度の法第四十二条の四第十九項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用のうち施行令第二十七条の四第三十二項第十三号に掲げる試験研究に係る知的財産権の使用料であつて当該法人が特定中小企業者等(中小事業者等に限る。)に対して支払つたものに係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額であることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額で、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に当該監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

28| 施行令第二十七条の四第二十五項第五号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、当該法人の各事業年度の同条第二十四項第十五号ロ(1)に掲げる金額であつて同号に掲げる試験研究に係るものであることにつき、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に次に掲げる事項を記載した書類を添付し、かつ、第三号に規定する者が同項第十五号イに規定する新規高度研究業務従事者(第三号において「新規高度研究業務従事者」という。)であることを明らかにする書類その他の当該試験研究が同項第十五号イからハまでに掲げる要件に該当することを明らかにする書類を保存することにより証明がされた金額とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 当該試験研究の実施期間

三 当該試験研究に係る新規高度研究業務従事者の氏名及び役職

四 当該試験研究に係る当該事業年度の施行令第二十七条の四第二十四項第十五号ロ(1)に掲げる金額

29| 施行令第二十七条の四第三十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 相手先(分割法人等(施行令第二十七条の四第三十項に規定する分割法人等をいう。以下この項及び次項において同じ。))にあつては分割承継法人等(同条第三十項に規定する分割承継法人等をいう。以下この項及び次項第一号において同じ。))をいい、分割承継法人等にあつては分割法人等をいう。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二 分割等(施行令第二十七条の四第二十九項に規定する分割等をいう。以下この項及び次項において同じ。))の年月日

三 移転事業の内容

四 分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び従業者の明細及び数

五 分割法人等の各事業年度の売上金額(法第四十二条の四第十九項第十三号に規定する売上金額をいう。以下この号及び次号において同じ。))を移転事業に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分した合理的な方法

六 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 分割法人等 各対象年度(次に掲げる当該分割法人等の区分に応

じ、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額)

じそれぞれ次に定める事業年度をいう。)の売上金額(当該分割法人等の当該分割等の日を含む事業年度(イ及びロにおいて「分割等事業年度」という。)にあつては、当該分割等の日の前日を当該分割等事業年度終了の日とした場合の当該分割等事業年度の売上金額に限る。)及び当該各対象年度の施行令第二十七条の四第三十二項に規定する移転売上金額(ロ及び次項において「移転売上金額」という。)

(1) 施行令第二十七条の四第三十項第一号イに掲げる法人 同号イに規定する各売上調整年度に該当する事業年度

(2) 施行令第二十七条の四第三十項第一号ロに掲げる法人 同号ロに規定する各売上調整年度に該当する事業年度

ロ 分割承継法人等 次に掲げる当該分割承継法人等の区分に応じそれぞれ次に定める事業年度の期間内の日を含む当該分割等に係る分割法人等の各事業年度の売上金額(分割等事業年度にあつては、当該分割等の日の前日を当該分割等事業年度終了の日とした場合の当該分割等事業年度の売上金額に限る。)及び当該各事業年度の移転売上金額

(1) 施行令第二十七条の四第三十項第二号イに掲げる法人 同号イに規定する調整対象年度に該当する事業年度

(2) 施行令第二十七条の四第三十項第二号ロに掲げる法人 同号ロに規定する調整対象年度に該当する事業年度

七) その他参考となるべき事項

30) 施行令第二十七条の四第三十項の規定の適用を受けようとする法人が同項の書類に前項第六号に掲げる金額として記載する分割等に係る分割法人等の各事業年度の移転売上金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額がある場合には、当該金額と同じ金額としなければならぬ。

一 当該法人が当該分割等に係る分割承継法人等である場合において、当該分割等に係る分割法人等が当該分割等について施行令第二十七条の四第三十項の規定の適用を受けるとき 当該分割法人等が同項の書類に記載する当該各事業年度の移転売上金額

二 当該法人が当該分割等について施行令第二十七条の四第三十項の規定の適用を受けようとする事業年度の修正申告書又は更正請求書を提

出する場合において、既に提出した当該事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に添付した同項の書類に当該各事業年度の移転売上金額の記載があるとき、当該書類に記載した当該各事業年度の移転売上金額

三 当該法人が当該分割等について施行令第二十七条の四第三十項の規定の適用を受けようとする事業年度前の事業年度で当該分割等について同項の規定の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に添付した同項の書類に当該各事業年度の移転売上金額の記載があるとき、当該書類に記載した当該各事業年度の移転売上金額

40 施行令第二十七条の四第三十七項の税務署長の認定を受けようとする

分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。第一号及び第四十五項において同じ。）は、同条第三十七項各号列記以外の部分に規定する分割等（以下この項及び第四十五項において「分割等」という。）の日後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請をする分割法人等の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 分割承継法人等（施行令第二十七条の四第三十七項に規定する分割承継法人等をいう。第五号及び第四十五項において同じ。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 分割等の年月日

四 移転事業

五 分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員

六 その認定を受けようとする合理的な方法

七 その他参考となるべき事項

41 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る合理的な方法を認定するものとする。

42 施行令第二十七条の四第三十七項の認定をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的な方法により移転売上金額を区分することを不相当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その合理的な方法

を変更することができる。

43] 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る法人に対し、書面によりその旨を通知する。

44] 第四十一項又は第四十二項の処分があつた場合には、その処分があつた日以後に終了する法第四十二条の四第十九項第三号に規定する適用年度において、同項第十四号に規定する平均売上金額を計算する場合のその処分に係る移転売上金額についてその処分の効果が生ずるものとする。

45] 施行令第二十七条の四第三十七項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 届出をする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいう。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 分割等の年月日

四 分割法人等の分割等の日を含む事業年度（以下この号において「分割等事業年度」という。）開始の日（当該分割法人等が通算法人である場合（当該分割等事業年度終了の日が当該分割法人等に係る通算親法人の法第四十二条の四第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日である場合に限る。）には、当該通算親法人の当該事業年度開始の日）から起算して三年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度（以下この号において「分割承継等事業年度」という。）（開始の日（当該分割承継法人等が通算法人である場合（当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の同条第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日である場合に限る。）には、当該通算親法人の当該事業年度開始の日）から起算して三年前の下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む当該分割法人等の各事業年度の売上金額及び移転売上金額（分割等事業年度にあつては、届出対象期間の売上金額及び移転売上金額に限る。）

五 その他参考となるべき事項

46] 施行令第二十七条の四第三十八項の届出は、同項の現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の

(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十条の三 施行令第二十七条の六第一項第二号に規定する財務省令で定める事業は、洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備(共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除く。)を設け、これを公衆に利用させる事業とする。

2| 次に掲げる事業は、施行令第二十七条の六第一項第二号に規定する主要な事業に該当するものとする。

一 継続的に法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等の経営資源(事業の用に供される不動産、事業に関する従業者の有する技能又は知識(租税に関するものを除く。))その他これらに準ずるものをいう。)を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業

二 法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等が行う主要な事業に付随して行う事業

3| 法第四十二条の六第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。))とする。

4| 施行令第二十七条の六第二項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

5| 施行令第二十七条の六第二項に規定する財務省令で定めるソフトウェアは、次に掲げるものとする。

一 五 省 略

全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)以後二月以内に、当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 届出をする当該現物分配に係る被現物分配法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 当該現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 当該現物分配の年月日(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日)

四 その他参考となるべき事項

(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十条の三

法第四十二条の六第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。))とする。

2| 施行令第二十七条の六第一項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

3| 施行令第二十七条の六第一項に規定する財務省令で定めるソフトウェアは、次に掲げるものとする。

一 五 同 上

6| 法第四十二条の六第一項第四号に規定する財務省令で定めるものは、道路運送車両法施行規則別表第一に規定する普通自動車で貨物の運送の用に供されるもののうち車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）が三・五トン以上のものとする。

7| 施行令第二十七条の六第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項に規定する財務省令で定めるところにより明らかにされた船舶は、法第四十二条の六第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に国土交通大臣の当該事項の届出があつた旨を証する書類の写しを添付することにより明らかにされた船舶とする。

一 その船舶に用いられた指定装置等（施行令第二十七条の六第三項に規定する指定装置等をいう。次号において同じ。）の内容

二 指定装置等（その船舶に用いることができないものを除く。）のうちその船舶に用いられていないものがある場合には、その理由及び当該指定装置等に代わり用いられた装置（機器及び構造を含む。）の内容

8| 施行令第二十七条の六第六項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。）とする。

一 十二 省略

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の九 省略

2 施行令第二十七条の十二の四第四項に規定する財務省令で定める書類は、当該法人が受けた中小企業等経営強化法第十七条第一項の認定に係る経営力向上に関する命令第二条第一項又は第二項の申請書（当該申請書に係る同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同法第三条第一項又は第二項の申請書を含む。以下この項において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定書を含む。）

4| 法第四十二条の六第一項第三号に規定する財務省令で定めるものは、道路運送車両法施行規則別表第一に規定する普通自動車で貨物の運送の用に供されるもののうち車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）が三・五トン以上のものとする。

5| 施行令第二十七条の六第五項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。）とする。

一 十二 同上

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の九 同上

2 施行令第二十七条の十二の四第五項に規定する財務省令で定める書類は、当該法人が受けた中小企業等経営強化法第十七条第一項の認定に係る経営力向上に関する命令第二条第一項又は第二項の申請書（当該申請書に係る同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同法第三条第一項又は第二項の申請書を含む。以下この項において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定書を含む。）

の写しとする。

(事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十条の十の三 省 略

2 省 略

3 法第四十二条の十二の七第八項及び第十項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 省 略

第二十条の十一から第二十条の十五まで 削除

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第二十条の十六 省 略

259 省 略

10 施行令第二十八条の九第二十七項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十五条第三項に規定する産業振興機械等に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備が当該設備をその事業の用に供した当該各号の上欄に掲げる地区に係る施行令第二十八条の九第十六項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該地区内の市町村の長が確認した旨を証する書類とする。

(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)

第二十条の十九 法第四十六条第一項に規定する財務省令で定めるものは

の写しとする。

(事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十条の十の三 同 上

2 同 上

3 法第四十二条の十二の七第八項及び第九項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 同 上

(港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却)

第二十条の十一 法第四十三条の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者の当該特定技術基準対象施設(同法第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設をいう。以下この条において同じ。)がその部分について行う改良のための工事により同法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準に適合することとなるものである旨を証する書類により証明がされた当該特定技術基準対象施設とする。

第二十条の十二から第二十条の十五まで 削除

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第二十条の十六 同 上

259 同 上

10 施行令第二十八条の九第二十七項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十五条第三項に規定する産業振興機械等に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備が施行令第二十八条の九第十六項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した市町村の長が確認した旨を証する書類とする。

(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)

第二十条の十九

、農業競争力強化支援法第二条第五項第一号の合併、分割及び農業生産関連事業の譲渡又は譲受け並びに農業競争力強化支援法施行規則第一条第一項第一号から第十号までに掲げる措置とする。

2| 施行令第二十九条の三に規定する財務省令で定める書類は、同条に規定する機械等が記載された農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る法第四十六条第一項に規定する事業再編計画（農業競争力強化支援法第十九条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）のその認定に係る農業競争力強化支援法施行規則第四条第一項の申請書（当該事業再編計画が当該変更後のものである場合には、同令第七条第一項の申請書を含む。）の写し及び当該事業再編計画に係る同令第六条第一項の認定書（当該事業再編計画が当該変更後のものである場合には、同令第七条第四項の認定書を含む。）の写しとする。

（準備金方式による特別償却）

第二十条の二十三 法第五十二条の三第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十二条の三第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）並びに代表者の氏名
二 八 省 略

（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例） 第二十一条の十七 省 略

2 施行令第三十五条の二第一項に規定する船舶運航事業者等（第一号及び第二号において「船舶運航事業者等」という。）の同項に規定する収益の額等（以下この項及び次項において「収益の額等」という。）は、次の各号に掲げる収益の額等の区分に応じ当該各号に定めるところにより同条第一項に規定する対外船舶運航事業者等（以下この項及び次項において「対外船舶運航事業者等」という。）による収益の額等と対外船舶運航事業者等以外の事業による収益の額等とに区分する。

一 七 省 略

施行令第二十九条の三に規定する財務省令で定める書類は、同条に規定する機械等が記載された農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る法第四十六条第一項に規定する事業再編計画（農業競争力強化支援法第十九条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）のその認定に係る農業競争力強化支援法施行規則第四条第一項の申請書（当該事業再編計画が当該変更後のものである場合には、同令第七条第一項の申請書を含む。）の写し及び当該事業再編計画に係る同令第六条第一項の認定書（当該事業再編計画が当該変更後のものである場合には、同令第七条第四項の認定書を含む。）の写しとする。

（準備金方式による特別償却）

第二十条の二十三 同 上

一 法第五十二条の三第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 八 同 上

（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例） 第二十一条の十七 同 上

2 施行令第三十五条の二第一項に規定する船舶運航事業者等（第一号及び第二号において「船舶運航事業者等」という。）の同条第一項に規定する収益の額等（以下この項及び次項において「収益の額等」という。）は、次の各号に掲げる収益の額等の区分に応じ当該各号に定めるところにより同条第一項に規定する対外船舶運航事業者等（以下この項及び次項において「対外船舶運航事業者等」という。）による収益の額等と対外船舶運航事業者等以外の事業による収益の額等とに区分する。

一 七 同 上

3 前項の規定により区分された対外船舶運航事業等による収益の額等は、次の各号に掲げる収益の額等の区分に応じ当該各号に定めるところにより施行令第三十五条の二第一項に規定する日本船舶外航事業（以下この項において「日本船舶外航事業」という。）による収益の額等と日本船舶外航事業以外の対外船舶運航事業等（以下この項において「その他外航事業」という。）による収益の額等とに区分する。

一 前項第一号に定めるところにより区分された対外船舶運航事業等による収益の額 次に掲げる収益の額の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより区分する。

イ 運賃の額及びその他海運業収益の額 日本船舶外航事業による収益の額とその他外航事業による収益の額とにこれらの事業の用に供した船舶（貸渡し（海上運送法第二条第七項の定期傭船を含む。以下この号及び次号イにおいて同じ。）をした船舶を除く。）の稼働延べトン数（船舶の施行令第三十五条の二第三項に規定する純トン数に、日本船舶外航事業の用に供する船舶にあつては同条第二項に規定する稼働日数を、その他外航事業の用に供する船舶にあつてはその他外航事業の用に供した日数を、それぞれ乗じたものをいう。以下この項において同じ。）に応じて按分する。

ロ 省 略

二 前項第二号に定めるところにより区分された対外船舶運航事業等に直接要する費用の額 次に掲げる運航費等の額の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより区分する。

イ 運航費の額及びその他海運業費用の額 日本船舶外航事業に要する費用の額とその他外航事業に要する費用の額とにこれらの事業の用に供した船舶（貸渡しをした船舶を除く。）の稼働延べトン数に応じて按分する。

ロ・ハ 省 略

三 前項第三号に定めるところにより区分された対外船舶運航事業等に要する一般管理費の額 日本船舶外航事業に要する費用の額とその他外航事業に要する費用の額とにこれらの事業の用に供した船舶の稼働延べトン数に応じて按分する。

四 前項第四号に定めるところにより区分された対外船舶運航事業等に

3 前項の規定により区分された対外船舶運航事業等による収益の額等は、次の各号に掲げる収益の額等の区分に応じ当該各号に定めるところにより施行令第三十五条の二第一項に規定する日本船舶（以下この項において「日本船舶」という。）を用いた対外船舶運航事業等（以下この項において「日本船舶外航事業」という。）による収益の額等と日本船舶以外の船舶を用いた対外船舶運航事業等（以下この項において「その他外航事業」という。）による収益の額等とに区分する。

一 同 上

イ 運賃の額及びその他海運業収益の額 日本船舶外航事業による収益の額とその他外航事業による収益の額とに日本船舶及び日本船舶以外の船舶（これらの船舶のうち貸渡し（海上運送法第二条第七項の定期傭船を含む。以下この号及び次号イにおいて同じ。）をした船舶を除く。）の稼働延べトン数（船舶の施行令第三十五条の二第三項に規定する純トン数に同条第二項に規定する稼働日数を乗じたものをいう。以下この項において同じ。）に応じて按分する。

ロ 同 上

二 同 上

イ 運航費の額及びその他海運業費用の額 日本船舶外航事業に要する費用の額とその他外航事業に要する費用の額とに日本船舶及び日本船舶以外の船舶（これらの船舶のうち貸渡しをした船舶を除く。）の稼働延べトン数に応じて按分する。

ロ・ハ 同 上

三 前項第三号に定めるところにより区分された対外船舶運航事業等に要する一般管理費の額 日本船舶外航事業に要する費用の額とその他外航事業に要する費用の額とに日本船舶及び日本船舶以外の船舶の稼働延べトン数に応じて按分する。

四 同 上

よる営業外収益の額 次に掲げる営業外収益の額の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより区分する。

イ 省 略

ロ イに掲げる営業外収益の額以外の金額 日本船舶外航事業による収益の額とその他外航事業による収益の額とにこれらの事業の用に供した船舶の稼働延べトン数に応じて按分する。

五 前項第五号に定めるところにより区分された対外船舶運航事業等に要する営業外費用の額 次に掲げる営業外費用の額の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより区分する。

イ 省 略

ロ イに掲げる営業外費用の額以外の金額 日本船舶外航事業に要する費用の額とその他外航事業に要する費用の額とにこれらの事業の用に供した船舶の稼働延べトン数に応じて按分する。

六・七 省 略

4 5 6 省 略

(農業経営基盤強化準備金)

第二十一条の十八の二 法第六十一条の二第一項に規定する財務省令で定めるものは、農業経営基盤強化促進法第十九条第八項の規定による公告

(以下この項において「公告」という。)があつた同条第一項に規定する地域計画(これを変更した旨の公告があつたときは、その変更後のもの)に、農業経営基盤強化促進法施行規則第十七条の規定によりその名称が記載されている認定農地所有適格法人(法第六十一条の二第一項に規定する認定農地所有適格法人をいう。)とする。

2| 法第六十一条の二第一項に規定する財務省令で定める交付金又は補助金は、農業経営基盤強化促進法施行規則第二十五条の二第三号に掲げる交付金とする。

3| 省 略

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第二十一条の十八の三 省 略

2 施行令第三十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、法第六十一条の三第一項の規定の適用を受けよ

イ 同 上

ロ イに掲げる営業外収益の額以外の金額 日本船舶外航事業による収益の額とその他外航事業による収益の額とに日本船舶及び日本船舶以外の船舶の稼働延べトン数に応じて按分する。

五 同 上

イ 同 上

ロ イに掲げる営業外費用の額以外の金額 日本船舶外航事業に要する費用の額とその他外航事業に要する費用の額とに日本船舶及び日本船舶以外の船舶の稼働延べトン数に応じて按分する。

六・七 同 上

4 5 6 同 上

(農業経営基盤強化準備金)

第二十一条の十八の二

法第六十一条の二第一項に規定する財務省令で定める交付金又は補助金は、農業経営基盤強化促進法施行規則第二十五条の二第三号に掲げる交付金とする。

2| 同 上

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第二十一条の十八の三 同 上

2 施行令第三十七条の三第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、法第六十一条の三第一項の規定の適用を受けよ

うとする事業年度の確定申告書等に、農林水産大臣の同項第一号ロに規定する交付金等の額のうち法第六十一条の第二項の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額である旨を証する書類を添付することにより証明がされたものとする。

3 省 略

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第二十一条の十九 省 略

2 法第六十二条の三第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、同条第二項第一号イに規定する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。以下この条において「土地等」という。）の譲渡（施行令第三十八条の四第四項に規定する賃借権の設定等を含む。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる土地等の譲渡に該当するものであることにつきそれぞれ当該各号に定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされたときとする。

一 八 省 略

九 法第六十二条の三第四項第九号に掲げる土地等の譲渡 次に掲げる書類

イ 都道府県知事の法第六十二条の三第四項第九号に規定する裁定をした旨を所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十四条の規定により通知した文書の写し

ロ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) 当該土地等が法第六十二条の三第四項第九号イに掲げる土地等である場合 当該土地等の買取りをする者の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項の規定による提出をしたイに規定する裁定に係る同号に規定する裁定申請書（同号に規定する事業者及び事業並びに同号イに規定する特定所有者不明土地の記載がされたものに限る。）の写し及び当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

(2) 当該土地等が法第六十二条の三第四項第九号ロに掲げる土地等である場合 当該土地等の買取りをする者の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項の規定による提出をしたイに規定する裁定に係る同号に規定する裁定申請書（同号

うとする事業年度の確定申告書等に、農林水産大臣の同項第一号ロに規定する交付金等の額のうち法第六十一条の第二項の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額である旨を証する書類を添付することにより証明がされたものとする。

3 同 上

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第二十一条の十九 同 上

2 同 上

一 八 同 上

八の二 法第六十二条の三第四項第八号の二に掲げる土地等の譲渡 次に掲げる書類

イ 都道府県知事の法第六十二条の三第四項第八号の二に規定する裁定をした旨を所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十四条の規定により通知した文書の写し

ロ 同 上

(1) 当該土地等が法第六十二条の三第四項第八号の二イに掲げる土地等である場合 当該土地等の買取りをする者の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項の規定による提出をしたイに規定する裁定に係る同号に規定する裁定申請書（同号に規定する事業者及び事業並びに同号イに規定する特定所有者不明土地の記載がされたものに限る。）の写し及び当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

(2) 当該土地等が法第六十二条の三第四項第八号の二ロに掲げる土地等である場合 当該土地等の買取りをする者の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項の規定による提出をしたイに規定する裁定に係る同号に規定する裁定申請書（

に規定する事業者及び事業（同号ロに規定する政令で定める事業を除く。）の記載がされたものに限る。）の写し、当該裁定申請書に添付された同号ロの事業計画書（同号ロの計画に当該事業者が当該土地等を取得するものとして記載がされたものに限る。）の写し及び当該土地等を当該記載がされた事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

十| 法第六十二条の三第四項第十号に掲げる土地等の譲渡 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該土地等の譲渡がマンションの建替え等の円滑化に関する法律第十五条第一項若しくは第六十四条第一項若しくは第三項の請求又は同法第五十六条第一項の申出に基づくものである場合 当該土地等の買取りをするマンション建替事業（法第六十二条の三第四項第十号に規定するマンション建替事業をいう。以下この号において同じ。）の施行者（法第六十二条の三第四項第十号に規定する施行者をいう。ロにおいて同じ。）の当該マンション建替事業に係る施行再建マンション（同号に規定する施行再建マンションをいう。ロにおいて同じ。）が施行令第三十八条の四第十九項に規定する基準に適合することにつき都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。ロ及び次号において同じ。）の証明を受けた旨及び当該土地等を当該請求又は申出に基づき当該マンション建替事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

ロ 当該土地等の譲渡が法第六十二条の三第四項第十号に規定する隣接施行敷地に係るものである場合 当該土地等の買取りをするマンション建替事業の施行者の当該マンション建替事業に係る同号に規定する施行マンションが施行令第三十八条の四第二十項に規定する建築物に該当すること及び当該マンション建替事業に係る施行再建マンションが同条第十九項に規定する基準に適合し、かつ、当該施行再建マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であることにつき都道府県知事の証明を受けた旨並びに当該隣接施行敷地に係る土地等を当該マンション建替事業に係る当該施行再建マンションの敷地とするために買い取った旨を証する書類

十一| 法第六十二条の三第四項第十一号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをするマンション敷地売却事業（同号に規定するマンシ

同号に規定する事業者及び事業（同号ロに規定する政令で定める事業を除く。）の記載がされたものに限る。）の写し、当該裁定申請書に添付された同号ロの事業計画書（同号ロの計画に当該事業者が当該土地等を取得するものとして記載がされたものに限る。）の写し及び当該土地等を当該記載がされた事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

九| 法第六十二条の三第四項第九号に掲げる土地等の譲渡 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該土地等の譲渡がマンションの建替え等の円滑化に関する法律第十五条第一項若しくは第六十四条第一項若しくは第三項の請求又は同法第五十六条第一項の申出に基づくものである場合 当該土地等の買取りをするマンション建替事業（法第六十二条の三第四項第九号に規定するマンション建替事業をいう。以下この号において同じ。）の施行者（法第六十二条の三第四項第九号に規定する施行者をいう。ロにおいて同じ。）の当該マンション建替事業に係る施行再建マンション（同号に規定する施行再建マンションをいう。ロにおいて同じ。）が施行令第三十八条の四第十九項に規定する基準に適合することにつき都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。ロ及び次号において同じ。）の証明を受けた旨及び当該土地等を当該請求又は申出に基づき当該マンション建替事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

ロ 当該土地等の譲渡が法第六十二条の三第四項第九号に規定する隣接施行敷地に係るものである場合 当該土地等の買取りをするマンション建替事業の施行者の当該マンション建替事業に係る同号に規定する施行マンションが施行令第三十八条の四第二十項に規定する建築物に該当すること及び当該マンション建替事業に係る施行再建マンションが同条第十九項に規定する基準に適合し、かつ、当該施行再建マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であることにつき都道府県知事の証明を受けた旨並びに当該隣接施行敷地に係る土地等を当該マンション建替事業に係る当該施行再建マンションの敷地とするために買い取った旨を証する書類

十| 法第六十二条の三第四項第十号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをするマンション敷地売却事業（同号に規定するマンシ

ヨン敷地売却事業をいう。以下この号において同じ。)を実施する者の当該マンション敷地売却事業に係る同項第十一号に規定する認定買受計画に第六項に規定するいずれかの事項の記載があること及び当該記載がされた同項第一号のマンションが新たに建築されること又は当該記載がされた同項第二号若しくは第三号の施設が整備されることにつき都道府県知事の証明を受けた旨並びに当該土地等を同条第四項第十一号の請求又は同号に規定する分配金取得計画に基づき当該マンション敷地売却事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

十二 法第六十二条の三第四項第十二号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する建築物の建築を行う者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 国土交通大臣のその建築物が法第六十二条の三第四項第十二号に規定する建築物に該当するものである旨及び当該建築物の建築をする事業が施行令第三十八条の四第二十三項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類の写し

ロ 当該土地等の買取りをする者の法第六十二条の三第四項第十二号の譲渡に係る土地等が施行令第三十八条の四第二十四項各号に掲げる区域内に所在し、かつ、当該土地等を法第六十二条の三第四項第十二号に規定する建築物の建築をする事業の用に供する旨を証する書類

敷地売却事業をいう。以下この号において同じ。)を実施する者の当該マンション敷地売却事業に係る同項第十号に規定する認定買受計画に第六項に規定するいずれかの事項の記載があること及び当該記載がされた同項第一号のマンションが新たに建築されること又は当該記載がされた同項第二号若しくは第三号の施設が整備されることにつき都道府県知事の証明を受けた旨並びに当該土地等を同条第四項第十号の請求又は同号に規定する分配金取得計画に基づき当該マンション敷地売却事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

十一 法第六十二条の三第四項第十一号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する建築物の建築を行う者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 国土交通大臣のその建築物が法第六十二条の三第四項第十一号に規定する建築物に該当するものである旨及び当該建築物の建築をする事業が施行令第三十八条の四第二十二項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類の写し

ロ 当該土地等の買取りをする者の法第六十二条の三第四項第十一号の譲渡に係る土地等が施行令第三十八条の四第二十三項各号に掲げる区域内に所在し、かつ、当該土地等を法第六十二条の三第四項第十一号に規定する建築物の建築をする事業の用に供する旨を証する書類

十二 法第六十二条の三第四項第十二号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号に規定する事業を行う者から交付を受けた次に掲げる書類

イ 都道府県知事の当該土地等に係る法第六十二条の三第四項第十二号に規定する事業につき施行令第三十八条の四第二十四項の申請に基づき同項の認定をしたことを証する書類(当該事業が同項に規定する認定再開発事業である場合には、当該書類及び都道府県知事の当該認定再開発事業につき都市再開発法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業計画の同法第二百二十九条の四の認定(同法第二百二十九条の五第一項の認定を含む。)をしたことを証する書類)の写し

ロ 当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第六十二条の三第四項第十二号に規定する事業の用に供するために買い取った旨を証

十三 法第六十二条の三第四項第十三号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号の住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 省 略

ロ 土地等の買取りをする者の法第六十二条の三第四項第十三号の譲渡に係る土地等がイに規定する通知に係る都市計画法第四条第十三項に規定する開発区域内に所在し、かつ、施行令第三十八条の四第二十五項各号に掲げる区域内に所在する旨及び当該土地等を当該一団の宅地の用に供する旨を証する書類

十四 法第六十二条の三第四項第十四号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号の住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う同号に規定する個人又は法人（当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる場合には、当該土地区画整理事業の同法第二条第三項に規定する施行者又は同法第二十五条第一項に規定する組合員である個人又は法人に限る。以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 当該一団の宅地の造成に係る法第六十二条の三第四項第十四号イ及びロに関する事項の記載のある同号に規定する認定の申請書の写し（当該造成に関する事業概要書及び設計説明書並びに当該一団の宅地の位置及び区域等を明らかにする地形図の添付のあるものに限る。）並びに都道府県知事の当該申請書に基づき同号ハに規定する認定をしたことを証する書類の写し

ロ 土地等の買取りをする者の法第六十二条の三第四項第十四号の譲渡に係る土地等が同号ロに規定する都市計画区域内に所在し、かつ、当該土地等を当該一団の宅地の用に供する旨（当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる場合には、当該一団の宅地が当該土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内に所在し、かつ、当該譲渡に係る土地等が当該土地等の買取りをする者の有する当該施行地区内にある土地と併せて一団の土地に該当することとなる旨を含む。）を証する書類

する書類

十三 同 上

イ 同 上

ロ 土地等の買取りをする者の法第六十二条の三第四項第十三号の譲渡に係る土地等がイに規定する通知に係る開発区域内に所在し、かつ、当該土地等を当該一団の宅地の用に供する旨を証する書類

十四 同 上

イ 当該一団の宅地の造成に係る法第六十二条の三第四項第十四号イ及びロに関する事項の記載のある同号に規定する認定の申請書の写し（当該造成に関する事業概要書及び設計説明書並びに当該一団の宅地の位置及び区域等を明らかにする地形図の添付のあるものに限る。）及び都道府県知事の当該申請書に基づき同号ハに規定する認定をしたことを証する書類の写し

ロ 土地等の買取りをする者の法第六十二条の三第四項第十四号の譲渡に係る土地等がイに規定する認定に係るイの区域内に所在し、かつ、当該土地等を当該一団の宅地の用に供する旨（当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる場合には、当該一団の宅地が当該土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内に所在し、かつ、当該譲渡に係る土地等が当該土地等の買取りをする者の有する当該施行地区内にある土地と併せて一団の土地に該当することとなる旨を含む。）を証する書類

ハ 省略

十五 法第六十二条の三第四項第十五号に掲げる土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号の一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設に係る法第六十二条の三第四項第十五号イ又はロ及びハに関する事項の記載のある同号ニに規定する認定の申請書の写し（当該建設に関する事業概要書（当該中高層の耐火共同住宅にあつては、当該事業概要書及び各階平面図）並びに当該建設を行う場所及び区域等を明らかにする地形図の添付のあるものに限る。）並びに都道府県知事（当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が千平方メートル未満のものにあつては、市町村長）の同号ニに規定する認定をしたことを証する書類の写し

ロ 土地等の買取りをする者の法第六十二条の三第四項第十五号の譲渡に係る土地等が同号ハに規定する都市計画区域内に所在し、かつ、当該土地等を当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供する旨を証する書類

ハ 省略

十六 省略

3
5 省略

6 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項のうちいずれかの事項（同号に規定する認定買受計画に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設に関する事項と併せて記載がされたものを除く。）とする。

一 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地（以下この項において「除却後の土地」という。）に新たに建築される同号に規定するマンションに関する事項

二・三 省略

7 施行令第三十八条の四第二十三項第二号ハに規定する施行地区内の土

ハ 同上

十五 同上

イ 当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設に係る法第六十二条の三第四項第十五号イ又はロ及びハに関する事項の記載のある同号に規定する認定の申請書の写し（当該建設に関する事業概要書（当該中高層の耐火共同住宅にあつては、当該事業概要書及び各階平面図）並びに当該建設を行う場所及び区域等を明らかにする地形図の添付のあるものに限る。）及び都道府県知事（当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が千平方メートル未満のものにあつては、市町村長）の同号ニに規定する認定をしたことを証する書類の写し

ロ 土地等の買取りをする者の法第六十二条の三第四項第十五号の譲渡に係る土地等がイに規定する認定に係る当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行うイの区域内に所在し、かつ、当該土地等を当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供する旨を証する書類

ハ 同上

十六 同上

3
5 同上

6 法第六十二条の三第四項第十号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項のうちいずれかの事項（同号に規定する認定買受計画に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設に関する事項と併せて記載がされたものを除く。）とする。

一 法第六十二条の三第四項第十号に規定する決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地（以下この項において「除却後の土地」という。）に新たに建築される同号に規定するマンションに関する事項

二・三 同上

7 施行令第三十八条の四第二十二項第二号ハに規定する施行地区内の土

地の高度利用に寄与するものとして財務省令で定める要件は、同項第一号に規定する建築物の建築をする事業の同号に規定する施行地区内の土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（以下この項において「借地権」という。）の設定がされている土地を除く。）につき所有権を有する者又は当該施行地区内の土地につき借地権を有する者（区画された一の土地に係る所有権又は借地権が二以上の者により共有されている場合には、当該所有権を有する二以上の者又は当該借地権を有する二以上の者をそれぞれ一の者とみなしたときにおける当該所有権を有する者又は当該借地権を有する者）の数が二以上であることとする。

9| 8| 省 略

法第六十二条の三第五項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類により証明がされた土地等の譲渡とする。

一 法第六十二条の三第四項第十三号から第十五号までに係る土地等の譲渡（次号に掲げるものを除く。） 当該土地等の買取りをする同項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類の写し

イ・ロ 省 略

ハ 土地等の買取りをする者の当該買取り取った土地等を法第六十二条の三第五項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、同条第四項第十三号若しくは第十四号の一団の宅地又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供

地の高度利用に寄与するものとして財務省令で定める要件は、同項第一号に規定する建築物の建築をする事業の同号に規定する施行地区内の土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（以下この項及び次項において「借地権」という。）の設定がされている土地を除く。）につき所有権を有する者又は当該施行地区内の土地につき借地権を有する者（区画された一の土地に係る所有権又は借地権が二以上の者により共有されている場合には、当該所有権を有する二以上の者又は当該借地権を有する二以上の者のうち、それぞれ一の者とする。）の数が二以上であることとする。

8| 施行令第三十八条の四第二十四項第三号に規定する施行地区内の土地

の高度利用に寄与するものとして財務省令で定める要件は、同項に規定する中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業の同項第一号に規定する施行地区内の土地（借地権の設定がされている土地を除く。）につき所有権を有する者又は当該施行地区内の土地につき借地権を有する者（区画された一の土地に係る所有権又は借地権が二以上の者により共有されている場合には、当該所有権を有する二以上の者又は当該借地権を有する二以上の者のうち、それぞれ一の者とする。）の数が二以上であることとする。

10| 9| 同 上

一 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 土地等の買取りをする者の当該買取り取った土地等を法第六十二条の三第五項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、同条第四項第十三号若しくは第十四号の一団の宅地又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供

することを約する書類（既に施行令第三十八條の四第三十三項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第三十五項若しくは第三十六項の承認を受けて同条第三十四項から第三十六項までに規定する所轄税務署長が認定した日の通知を受けている場合（次号ニ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。）には、当該通知に係る文書の写し（次号ニ及び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。））

二・三 省略

10| 省略

11| 省略

12| 省略

13| 施行令第三十八條の四第三十六項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第三十六項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、同項に規定する予定期間の末日の属する年の翌年一月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に第十項第二号に掲げる書類を添付して、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 第十項第一号イに掲げる事項
- 二 五 省略

14| 省略

15| 省略

16| 法第六十二条の三第十一項に規定する財務省令で定める書類は、第九項各号に定める書類とし、同条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 五 省略

17| 施行令第三十八條の四第四十四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡をした事業年度終了の日の翌日から当該土地等の譲渡につき同条第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた日を含む事業年度開始の日の前日（当該土地等の譲渡が同条第九項の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該受けることとなつた

することを約する書類（既に施行令第三十八條の四第三十三項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第三十五項若しくは第三十六項の承認を受けて同条第三十四項から第三十六項までに規定する所轄税務署長が認定した日の通知を受けている場合（次号ニ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。）には、当該通知に係る文書の写し（次号ニ及び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。））

二・三 同上

11| 同上

12| 同上

13| 同上

14| 施行令第三十八條の四第三十六項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第三十六項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、同項に規定する予定期間の末日の属する年の翌年一月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に第十項第二号に掲げる書類を添付して、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 第十項第一号イに掲げる事項
- 二 五 同上

15| 同上

16| 法第六十二条の三第十一項に規定する財務省令で定める書類は、第十項各号に掲げる書類とし、同条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 五 同上

17| 同上

一 同上

事業年度開始の日の前日)までの期間内の日を含む各事業年度 次に掲げる書類

イ 省 略

ロ 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡に係る土地等の買取りをした者から交付を受けた当該土地等に係る施行令第三十八条の四第三十四項から第三十六項までに規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の写し(当該事業年度が法第六十二条の三第五項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間の末日、施行令第三十八条の四第三十四項に規定する当初認定日の属する年の末日又は同条第三十六項に規定する末日を含む事業年度(法第六十二条の三第九項の規定の適用を受けることとなつた事業年度を除く。)である場合に限るものとし、既に法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた事業年度の確定申告書等に添付したものを除く。)

二 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡につき同条第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた日を含む事業年度 第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡の区分に応じこれらの号に定める書類(既に同条第五項の規定の適用を受けた事業年度の確定申告書等に添付している書類を除く。)及び次に掲げる事項を記載した書類

イ・ロ 省 略

ハ イに規定する土地等の譲渡に係る土地等のうち、第十二項に規定する書類を法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に添付することにより法第六十二条の三第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつたものの面積及び所在地

二 省 略

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第二十二條の六 省 略

2 法第六十五条の五第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 四 省 略

イ 同 上

ロ 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡に係る土地等の買取りをした者から交付を受けた当該土地等に係る施行令第三十八条の四第三十四項から第三十六項までに規定する所轄税務署長の認定した日の通知に関する文書の写し(当該事業年度が法第六十二条の三第五項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間の末日、施行令第三十八条の四第三十四項に規定する当初認定日の属する年の末日又は同条第三十六項に規定する末日を含む事業年度(法第六十二条の三第九項の規定の適用を受けることとなつた事業年度を除く。)である場合に限るものとし、既に法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた事業年度の確定申告書等に添付したものを除く。)

二 同 上

イ・ロ 同 上

ハ イに規定する土地等の譲渡に係る土地等のうち、第十三項に規定する書類を法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に添付することにより法第六十二条の三第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつたものの面積及び所在地

二 同 上

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第二十二條の六 同 上

2 同 上

一 四 同 上

五 法第六十五条の五第一項第二号の場合 市町村長の同号に規定する土地等が同号の農用地区域内にある旨を証する書類並びに当該土地等に係る権利の移転につき同号に規定する公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類又は当該権利の移転に係る登記事項証明書（当該権利の移転が同号に規定する農用地利用集積等促進計画によるものであることを明らかにする表示のあるものに限る。）

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第二十二條の七 省 略

2 法第六十五条の七第五項（法第六十五条の八第十六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び施行令第三十九条の七第四十二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

五 法第六十五条の五第一項第二号の場合 市町村長の同号に規定する土地等が同号の農用地区域内にある旨を証する書類並びに当該土地等に係る権利の移転につき同号に規定する公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類又は当該権利の移転に係る登記事項証明書（当該権利の移転が当該公告によるものであることを明らかにする表示のあるものに限る。）

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第二十二條の七 同 上

2 同 上

一 法第六十五条の七第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の上欄に掲げる資産（三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市若しくは名古屋市の区域（以下この項において「三鷹市等の区域」という。）又は大田区若しくは大阪市の区域内にあるものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の所在地が三鷹市等の区域内である場合（ロに掲げる場合を除く。） 当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が既成市街地等（表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項において同じ。）内である旨を証する書類

ロ 当該譲渡資産の所在地が横浜市、川崎市、堺市、神戸市、尼崎市又は西宮市の区域内である場合 当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の既成市街地等内である旨を証する書類

ハ 当該譲渡資産の所在地が大田区又は大阪市の区域内である場合 当該譲渡資産の所在地を管轄する特別区の区長又は市長の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の既成市街地等内である旨を証する書類

二 臣が指定する区域以外の地域内である旨を証する書類
表の第一号の下欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該取得（建設及び製作を含む。次項から第八項までにおいて同じ。）をした資産（以下この条において「買換資産」という。）の所在地が三鷹市等の区域内である場合 当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域内である旨を証する書類

(1) 当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合 既成市街地等以外の地域並びに表の第一号の下欄のイ及びロに掲げる区域（同欄のロに掲げる区域にあつては、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域を除く。ロ(1)において「特定区域」という。）

(2) 当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合 既成市街地等以外の地域及び都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域（ロ(2)において「市街化区域」という。）以外の地域

ロ 当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域以外の地域内である場合 当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域内である旨を証する書類

(1) 当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合 特定区域
ある場合 特定区域
市街化区域以外の地域

(2) 当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合 市街化区域以外の地域
表の第二号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該譲渡資産の所在地が表の第二号の上欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区内である場合 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第二条第一項の規定により特定空港として指定された空港の設置者の当該譲渡資産を同法第八条第一項若しくは第九条第二項の規定により買い取つたものである旨又は当該譲渡資産に係る補償

一 法第六十五条の七第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の所在地が表の第一号の上欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区内である場合 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第二条第一項の規定により特定空港として指定された空港の設置者の当該譲渡資産を同法第八条第一項若しくは第九条第二項の規定により

買い取つたものである旨又は当該譲渡資産に係る補償金を同条第一項の規定により支払つたものである旨を証する書類及び当該所在地が同欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区に該当することとなつた日を証する書類

ロ 当該譲渡資産の所在地が表の第一号の上欄のロに掲げる第二種区域内である場合 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二条に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産を同法第九条第二項の規定により買い取つたものである旨又は当該譲渡資産に係る補償金を同条第一項の規定により支払つたものである旨を証する書類及び当該所在地が同欄のロに掲げる第二種区域に該当することとなつた日を証する書類

ハ 当該譲渡資産の所在地が表の第一号の上欄のハに掲げる第二種区域内である場合 当該譲渡資産の所在地を管轄する地方防衛局長（当該譲渡資産の所在地が東海防衛支局の管轄区域内である場合には、東海防衛支局長）の当該譲渡資産を防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第二項の規定により買い取つたものである旨又は当該譲渡資産に係る補償金を同条第一項の規定により支払つたものである旨を証する書類

二 表の第一号の下欄に掲げる資産 当該取得（建設及び製作を含む。次項から第八項までにおいて同じ。）をした資産（以下この条において「買換資産」という。）の所在地を管轄する都道府県知事又は地方航空局長若しくは地方防衛局長（当該買換資産の所在地が東海防衛支局の管轄区域内である場合には、東海防衛支局長）の当該買換資産の所在地が同号の上欄のイからハまでに掲げる区域以外の地域内である旨を証する書類

三 表の第二号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該譲渡資産の所在地が三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（次号イにおいて「三鷹市等の区域」という。）内の既成市街地等（表の第二号の上欄に規定する既成市街地等（同欄の二に掲げる区域を除く。）をいう。以下この号及び次号イにおいて同じ。）内である場合 当該譲渡資産の所在地を管轄する市長

金を同条第一項の規定により支払つたものである旨を証する書類及び当該所在地が同欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区に該当することとなつた日を証する書類

ロ 当該譲渡資産の所在地が表の第二号の上欄のロに掲げる第二種区域内である場合 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二条に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産を同法第九条第二項の規定により買い取つたものである旨又は当該譲渡資産に係る補償金を同条第一項の規定により支払つたものである旨を証する書類及び当該所在地が同欄のロに掲げる第二種区域に該当することとなつた日を証する書類

ハ 当該譲渡資産の所在地が表の第二号の上欄のハに掲げる第二種区域内である場合 当該譲渡資産の所在地を管轄する地方防衛局長（当該譲渡資産の所在地が東海防衛支局の管轄区域内である場合には、東海防衛支局長）の当該譲渡資産を防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第二項の規定により買い取つたものである旨又は当該譲渡資産に係る補償金を同条第一項の規定により支払つたものである旨を証する書類

四 表の第二号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事又は地方航空局長若しくは地方防衛局長（当該買換資産の所在地が東海防衛支局の管轄区域内である場合には、東海防衛支局長）の当該買換資産の所在地が同欄に規定する航空機騒音障害区域以外の地域内である旨を証する書類

五 表の第三号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該譲渡資産の所在地が三鷹市等の区域内の既成市街地等内である場合 当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類

の当該譲渡資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類

ロ 当該譲渡資産の所在地が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域（以下この号において「都市計画区域」という。）内である場合（当該譲渡資産の所在地が既成市街地等内である場合及びハに掲げる場合を除く。）当該譲渡資産の所在地を管轄する市町村長の当該譲渡資産の所在地が都市計画区域内である旨を証する書類及び総務大臣の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の第七第三項に規定する人口集中地区（ハ及び次号ロにおいて「人口集中地区」という。）の区域内である旨を証する書類

ハ 省 略

四 表の第二号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業（都市再開発法による市街地再開発事業をいう。）の施行地域内である旨を証する書類（当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ・ロ 省 略

五 表の第三号の下欄に掲げる資産（駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。））で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。） 同欄に規定するやむを得ない事情を明らかにする施行令第三十九条の第七第五項に規定する財務省令で定める書類

3 法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第一項、

第二項、第七項若しくは第八項の規定の適用を受ける資産が表の第三号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この項において「熊谷市等の区域」という。）内にあるもの）に限り、次の各号

ロ 当該譲渡資産の所在地が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域（以下この号において「都市計画区域」という。）内である場合（当該譲渡資産の所在地が既成市街地等内である場合及びハに掲げる場合を除く。）当該譲渡資産の所在地を管轄する市町村長の当該譲渡資産の所在地が都市計画区域内である旨を証する書類及び総務大臣の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の第七第四項に規定する人口集中地区（ハ及び次号ロにおいて「人口集中地区」という。）の区域内である旨を証する書類

ハ 同 上

六 表の第三号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業（都市再開発法による市街地再開発事業をいう。）の施行地域内である旨を証する書類（当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ・ロ 同 上

七 表の第四号の下欄に掲げる資産（駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。））で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。） 同欄に規定するやむを得ない事情を明らかにする施行令第三十九条の第七第五項に規定する財務省令で定める書類

3 法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第一項、

第二項、第七項若しくは第八項の規定の適用を受ける資産が表の第四号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この項において「熊谷市等の区域」という。）内にあるもの）に限り、次の各号

に掲げる場合に該当しない場合及び当該譲渡資産の所在地が集中地域（法第六十五条の第十四項第一号に規定する集中地域をいう。以下この項において同じ。）以外の地域内であり、かつ、当該買換資産又は取得をする見込みである資産の所在地が集中地域内である場合における当該掲げる資産を除く。）に該当する場合には、法第六十五条の第七項及び施行令第三十九条の第七十二項に規定する財務省令で定める書類は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（表の第三号の下欄に掲げる資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるものについては、当該書類及び同項第五号に定める書類）とする。

一 当該譲渡資産及び買換資産又は取得をする見込みである資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合 次に掲げるいずれかの書類

イ 当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が集中地域内である旨を証する書類

ロ 省 略

二 当該譲渡資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合（当該買換資産又は取得をする見込みである資産の所在地が集中地域（熊谷市等の区域を除く。）内である場合に限る。） 前号イに掲げる書類

三 当該買換資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合（第一号に掲げる場合、当該譲渡資産の所在地が集中地域（熊谷市等の区域及び法第六十五条の第十四項第三号に掲げる地域を除く。）内である場合及び当該譲渡資産の所在地が同項第三号に掲げる地域内であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合を除く。） 第一号ロに掲げる書類

イ 当該買換資産の所在地が集中地域内であること。

ロ 当該譲渡資産又は買換資産のいずれかが法第六十五条の第十四項に規定する本店資産に該当しないこと。

4 法第六十五条の第十一項（法第六十五条の八第十六項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 省 略

に掲げる場合に該当しない場合及び法第六十五条の第十四項（法第六十五条の第十八項において準用する場合を含む。）に規定するときに該当する場合における当該資産を除く。）に該当する場合には、法第六十五条の第七項及び施行令第三十九条の第七十二項に規定する財務省令で定める書類は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（表の第四号の下欄に掲げる資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるものについては、当該書類及び同項第七号に定める書類）とする。

一 同 上

イ 当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が集中地域（法第六十五条の第十四項に規定する集中地域をいう。以下この項において同じ。）内である旨を証する書類

ロ 同 上

二 当該譲渡資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合（当該買換資産又は取得をする見込みである資産の所在地が集中地域（熊谷市等の区域を除く。）次号において同じ。）内である場合に限る。） 前号イに掲げる書類

三 当該買換資産の所在地が熊谷市等の区域内である場合（第一号に掲げる場合及び当該譲渡資産の所在地が集中地域内である場合を除く。） 同号ロに掲げる書類

4 同 上

一 三 同 上

- 四 譲渡資産の種類、構造又は用途、規模（土地等にあつては、その面積）、所在地及び譲渡年月日（船舶にあつては、種類、構造又は用途、規模及び譲渡年月日）
- 五 買換資産の種類、構造又は用途、規模（土地等にあつては、その面積）、所在地及び取得年月日（船舶にあつては、種類、構造又は用途、規模及び取得年月日）
- 六・七 省略
- 5 法第六十五条の八第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一～三 省略
- 四 譲渡資産の種類、構造又は用途、規模（土地等にあつては、その面積）、所在地及び譲渡年月日（船舶にあつては、種類、構造又は用途、規模及び譲渡年月日）
- 五 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類、構造、規模（土地等にあつては、その面積）、所在地及び取得予定年月日（船舶にあつては、種類、構造、規模及び取得予定年月日）
- 六 省略
- 七 第五号の取得をする見込みである資産の分割承継法人等におけるその適用に係る表の各号の区分
- 八 省略
- 6 法第六十五条の八第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一～四 省略
- 五 前号に掲げる特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、構造又は用途、規模（土地等にあつては、その面積）、所在地及び譲渡年月日（船舶にあつては、種類、構造又は用途、規模及び譲渡年月日）
- 六 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類、構造、規模（土地等にあつては、その面積）、所在地及び取得予定年月日（船舶にあつては、種類、構造、規模及び取得予定年月日）
- 七 前号の取得をする見込みである資産のその適用に係る表の各号の区

- 四 譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその譲渡年月日
- 五 買換資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得年月日
- 六・七 同上
- 5 同上
- 一～三 同上
- 四 譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその譲渡年月日
- 五 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第四号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）
- 六 同上
- 七 第五号の取得をする見込みである資産について分割承継法人等において適用を受けることとしている表の各号の区分
- 八 同上
- 6 同上
- 一～四 同上
- 五 前号に掲げる特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその譲渡年月日
- 六 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第四号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）
- 七 前号の取得をする見込みである資産について適用を受けることとし

分

八 省 略

7 法第六十五条の八第十六項の規定により読み替えられた法第六十五条の七第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取得をする見込みである資産の種類、構造、規模（土地等にあつては、その面積）、所在地及び取得予定年月日（船舶にあつては、種類、構造、規模及び取得予定年月日）

二 法第六十五条の八第一項の特別勘定として経理した金額並びに当該特別勘定に係る譲渡資産の種類、構造又は用途、規模（土地等にあつては、その面積）、所在地及び譲渡年月日（船舶にあつては、種類、構造又は用途、規模及び譲渡年月日）

三 取得をする見込みである資産のその適用に係る表の各号の区分

四 省 略

8 〽 11 省 略

（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例）

第二十二條の九の二 施行令第三十九条の十の二第四項第一号に規定する財務省令で定める方法は、第一号に掲げる金額に相当する金額を第二号に掲げる数で除し、これに第三号に掲げる数を乗じて計算する方法その他合理的な方法とする。

一 〽 三 省 略

（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）

第二十二條の十一 省 略

2 〽 47 省 略

48 法第六十六条の六第十一項に規定する財務省令で定める書類は、同項各号に掲げる外国関係会社（第七号において「添付対象外国関係会社」という。）に係る次に掲げる書類その他参考となるべき事項を記載した書類（これらの書類が電磁的記録で作成され、又はこれらの書類の作成に代えてこれらの書類に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記

ている表の各号の区分

八 同 上

7 同 上

一 取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第四号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

二 法第六十五条の八第一項の特別勘定として経理した金額並びに当該特別勘定に係る譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその譲渡年月日

三 取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている表の各号の区分

四 同 上

8 〽 11 同 上

（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例）

第二十二條の九の二 施行令第三十九条の十の二第四項第一号に規定する財務省令で定める方法は、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる数で除し、これに第三号に掲げる数を乗じて計算する方法その他合理的な方法とする。

一 〽 三 同 上

（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）

第二十二條の十一 同 上

2 〽 47 同 上

48 同 上

載した書類)とする。

一〇六 省 略

七 各事業年度終了の日における法第六十六条の六第十一項の内国法人に係る添付対象外国関係会社に係る施行令第三十九条の十四第三項第一号に規定する他の外国法人の株主等並びに同項第二号に規定する他の外国法人及び出資関連外国法人の株主等に係る前号に掲げる書類

49 省 略

50 法第六十六条の六第十二項の内国法人は、当該内国法人に係る添付不要部分対象外国関係会社(同条第十一項第一号に規定する添付不要部分対象外国関係会社をいう。次項において同じ。)の第五十二項において準用する第四十八項に規定する財務省令で定める書類を整理し、起算日から七年間(欠損金額が生じた事業年度に係る当該財務省令で定める書類にあつては、十年間)、当該財務省令で定める書類を納税地に保存しななければならない。

51 前項に規定する起算日とは、同項の添付不要部分対象外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各事業年度の法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日をいう。

52 第四十八項及び第四十九項の規定は、法第六十六条の六第十二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第四十八項中「同項各号に掲げる外国関係会社」とあるのは「同条第十一項第一号に規定する添付不要部分対象外国関係会社」と、「添付対象外国関係会社」とあるのは「添付不要部分対象外国関係会社」と、同項第七号中「第六十六条の六第十一項」とあるのは「第六十六条の六第十二項」と、「添付対象外国関係会社」とあるのは「添付不要部分対象外国関係会社」と読み替えるものとする。

(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)

第二十二條の十一の三 省 略

2 〽 14 省 略

15 法第六十六条の九の二第十二項の特殊関係株主等(同条第一項に規定する特殊関係株主等をいう。)である内国法人は、当該内国法人に係る

一〇六 同 上

七 各事業年度終了の日における法第六十六条の六第十一項に規定する内国法人に係る添付対象外国関係会社に係る施行令第三十九条の十四第三項第一号に規定する他の外国法人の株主等並びに同項第二号に規定する他の外国法人及び出資関連外国法人の株主等に係る前号に掲げる書類

49 同 上

(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)

第二十二條の十一の三 同 上

2 〽 14 同 上

添付不要部分対象外国関係法人（同条第十一項第一号に規定する添付不要部分対象外国関係法人をいう。次項において同じ。）の第十七項において準用する前項に規定する財務省令で定める書類を整理し、起算日から七年間（欠損金額が生じた事業年度に係る当該財務省令で定める書類にあつては、十年間）、当該財務省令で定める書類を納税地に保存しなければならない。

16| 前項に規定する起算日とは、同項の添付不要部分対象外国関係法人の各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各事業年度の法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日をいう。

17| 第十四項の規定は、法第六十六条の九の二第二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第十四項中「同項各号に掲げる外国関係法人」とあるのは「同条第十一項第一号に規定する添付不要部分対象外国関係法人」と、「添付対象外国関係法人」とあるのは「添付不要部分対象外国関係法人」と読み替えるものとする。

（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）

22| 法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度は、産業競争力強化法施行規則第十一条の十八第三項の確認をした旨の表示がある同令第十一条の三第一項の認定書（産業競争力強化法第二十一条の十六第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第十一条の四第四項の変更の認定書）に添付された同令第十一条の十八第一項に規定する確認申請書の写しに特例事業年度として記載された事業年度で、当該写しを保存することにより証明がされたものとする。

2| 法第六十六条の十一の四第二項第二号イに規定する財務省令で定める金額は、同条第一項に規定する適用事業年度に係る産業競争力強化法施行規則第十一条の二十一の適合証明書に特例対象投資累積額として記載された金額（当該適用事業年度の確定申告書等に当該適合証明書の写しの添付がある場合における当該金額に限る。）とする。

3| 法第六十六条の十一の四第二項第二号イの適用事業年度以前の各事業年度において同条第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項の規定の適用がある場合における同号イに規定する財務省令で定める金額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する記載

(特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例)

第二十二條の十三 法第六十六條の十三第一項に規定する財務省令で定めるものは、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第二條第一項に規定する経営資源活用共同化推進事業者に該当する法人とする。

2 省 略

3 施行令第三十九條の二十四の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四條第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類に記載された法第六十六條の十三第一項に規定する特別新事業開拓事業者の株式(次に掲げる株式のいずれかに該当するものを除く。)とする。

一 当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有している法人が当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合における当該取得をする株式

された金額から被配賦欠損金控除投資額(その適用に係る同条第一項第一号に規定する適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度(法第六十六條の十一の四第四項に規定する特例通算欠損事業年度をいう。)の第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。)(の合計額を控除した金額とする。

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 法第六十六條の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四條の七第五項第一号に規定する場合における同号に規定する被配賦欠損金控除額

ロ 法第六十六條の十一の四第三項の規定を適用しないものとして計算した法人税法第六十四條の七第五項第一号に規定する場合における同号に規定する被配賦欠損金控除額

二 施行令第三十九條の二十三の二第二項に規定する計算した金額を法第六十六條の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四條の七第五項に規定する当初申告非特定超過控除対象額で除して計算した割合(当該割合が一を超える場合には、一)

(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)

第二十二條の十三 法第六十六條の十三第一項に規定する財務省令で定めるものは、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令(令和二年経済産業省令第三十六号)第二條第一項に規定する経営資源活用共同化推進事業者に該当する法人とする。

2 同 上

3 施行令第三十九條の二十四の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四條第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類に記載された法第六十六條の十三第一項に規定する特別新事業開拓事業者の株式とする。

二 当該特別新事業開拓事業者の株式につき法第六十六条の第十三第一項の特別勘定を設けている又は設けていた法人が当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合（当該取得により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなる場合を除く。）における当該取得をする株式

三 当該特別新事業開拓事業者の法第六十六条の第十三第一項第一号に規定する増資特定株式でその取得の日（当該増資特定株式が同条第二項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額に係るものである場合にあっては、当該増資特定株式につき同条第一項の規定の適用を受けた法人における当該増資特定株式の取得の日）が令和五年四月一日以後であるものにつき同項の特別勘定を設けている又は設けていた法人が当該特別新事業開拓事業者の株式の取得（購入による取得に限る。）をする場合における当該取得をする株式

4
5
6 省 略

7 法第六十六条の第十三第十項に規定する財務省令で定める場合は、同項に規定する末日を含む同項に規定する設定法人の事業年度以前の各事業年度について、同項の特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第三項の規定による経済産業大臣の証明がされた場合とする。

8 施行令第三十九条の二十四の二第九項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類（以下この条において「共同化継続証明書」という。）に法第六十六条の第十三第十項第一号に規定する特別勘定の金額のうち同号の規定により取り崩すべきこととなつた金額として記載された金額とする。

9 施行令第三十九条の二十四の二第十項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、共同化継続証明書に法第六十六条の第十三第十項第五号に規定する特別勘定の金額のうち同号に規定する剰余金の配当を受けたことにより取り崩すべき金額の計算の基礎となる金額として記載された金額とする。

10 施行令第三十九条の二十四の二第十二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた増資特定株式は、共同化継続証明書に同項に

4
5
6 同 上

7 施行令第三十九条の二十四の二第八項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第二項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類（次項及び第九項において「共同化継続証明書」という。）に法第六十六条の第十三第十項第一号に規定する特別勘定の金額のうち同号の規定により取り崩すべきこととなつた金額として記載された金額とする。

8 施行令第三十九条の二十四の二第九項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、共同化継続証明書に法第六十六条の第十三第十項第五号に規定する特別勘定の金額のうち同号に規定する剰余金の配当を受けたことにより取り崩すべき金額の計算の基礎となる金額として記載された金額とする。

9 施行令第三十九条の二十四の二第十一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式は、共同化継続証明書に同項に規定

規定する増資特定株式（以下この項において「増資特定株式」という。）のうちその取得の日から三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした増資特定株式にあつては、五年）を経過した増資特定株式として記載されたものとする。

11| 施行令第三十九条の二十四の二第十三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式は、共同化継続証明書に同項に規定する特定株式（以下この項において「特定株式」という。）のうちその取得の日から五年を経過した特定株式として記載されたものとする。

12| 法第六十六条の第十三第十八項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する特定株式に係る国内外における経営資源活用 of 共同化に関する調査に関する省令第四条第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類とする。

（適格合併等の範囲に関する特例に係る事業関連性の判定）

第二十二條の二十 法人税法施行規則第三条の規定は、法第六十八条の二の三第一項各号のいずれにも該当する合併に係る施行令第三十九条の三十四の四第一項第一号の被合併法人の当該合併前に行う主要な事業のうちいずれかの事業と同号の合併法人の当該合併前に行う事業のうちいずれかの事業とが同号の相互に関連することに該当するかどうかの判定、法第六十八条の二の三第二項各号のいずれにも該当する分割に係る施行令第三十九条の三十四の四第二項第一号の分割法人の当該分割前に行う事業のうち当該分割により分割承継法人において行われることとなるものと同号の分割承継法人の当該分割前に行う事業のうちいずれかの事業とが同号の相互に関連することに該当するかどうかの判定及び法第六十八条の二の三第三項各号のいずれにも該当する株式交換に係る施行令第三十九条の三十四の四第四項第一号の株式交換完全子法人（法人税法第二條第十二号の六に規定する株式交換完全子法人をいう。）の当該株式交換前に行う主要な事業のうちいずれかの事業と施行令第三十九条の三十四の四第四項第一号の株式交換完全親法人（法人税法第二條第十二号の六の三に規定する株式交換完全親法人をいう。）の当該株式交換前に行う事業のうちいずれかの事業とが施行令第三十九条の三十四の四第四項第一号の相互に関連することに該当するかどうかの判定について準用する。

する特定株式（以下この項において「特定株式」という。）のうちその取得の日から三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年）を経過した特定株式として記載されたものとする。

10| 法第六十六条の第十三第十七項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する特定株式に係る国内外における経営資源活用 of 共同化に関する調査に関する省令第四条第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類とする。

（適格合併等の範囲に関する特例に係る事業関連性の判定）

第二十二條の二十 法人税法施行規則第三条の規定は、法第六十八条の二の三第一項各号のいずれにも該当する合併に係る施行令第三十九条の三十四の三第一項第一号の被合併法人の当該合併前に行う主要な事業のうちいずれかの事業と同号の合併法人の当該合併前に行う事業のうちいずれかの事業とが同号の相互に関連することに該当するかどうかの判定、法第六十八条の二の三第二項各号のいずれにも該当する分割に係る施行令第三十九条の三十四の三第二項第一号の分割法人の当該分割前に行う事業のうち当該分割により分割承継法人において行われることとなるものと同号の分割承継法人の当該分割前に行う事業のうちいずれかの事業とが同号の相互に関連することに該当するかどうかの判定及び法第六十八条の二の三第三項各号のいずれにも該当する株式交換に係る施行令第三十九条の三十四の三第四項第一号の株式交換完全子法人（法人税法第二條第十二号の六に規定する株式交換完全子法人をいう。）の当該株式交換前に行う主要な事業のうちいずれかの事業と施行令第三十九条の三十四の三第四項第一号の株式交換完全親法人（法人税法第二條第十二号の六の三に規定する株式交換完全親法人をいう。）の当該株式交換前に行う事業のうちいずれかの事業とが施行令第三十九条の三十四の三第四項第一号の相互に関連することに該当するかどうかの判定について準用する。